

令和3年度半田市貸切バス事業者運行緊急支援金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を背景に、移動が制限される中で、事業継続に努めてきた貸切バス事業者に対し、今後の事業継続を目的とした半田市貸切バス事業者運行緊急支援事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 貸切バス事業者 市内において貸切バス事業（道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業をいう。以下同じ。）を経営する者をいう。
- (2) 貸切バス車両 道路運送法第2条第8項に規定する事業用自動車のうち、市内において貸切バス事業に供する車両をいう。

(支援対象事業者)

第3条 支援金の対象事業者は、次に掲げる要件を全て満たす貸切バス事業者をいう。

- (1) 令和3年4月1日時点で市内に本社を有する法人又は個人事業主であること。
- (2) 令和3年11月1日時点において、当該貸切バス事業（休業していないものに限る。）を行っていたこと。
- (3) 当該貸切バス事業について、現在休業、又は廃業しておらず、かつ、今後も事業を継続する意思を有していること。
- (4) 公益社団法人日本バス協会の作成した「バスにおける新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドライン」及び貸切バス旅行連絡会の作成した「貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン」を遵守していること。
- (5) 半田市暴力団排除条例（平成23年半田市条例第19号）に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 会社の代表者に係る市税に滞納がないこと。
- (7) 貸切バス事業の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの売上が、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの売上と比較して3割以上減少していること。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、申請者が保有する貸切バス車両のうち、中部運輸局又は運輸支局で許可を受けている車両（休車しているものを含む。以下同じ。）のうち、市内の営業所が保有する数に応じて、次の各号に掲げる貸切バス車両の区分に従い、予算の範囲内で交付する。この場合において、車両の数の算定に当たっては、交付申請日を基準とし、令和3年11月1日において、中部運輸局又は運輸支局で許可を受けている車両の数を上限とする。

- (1) 貸切バス（大型車・中型車）1台当たり15万円
- (2) 貸切バス（小型車・マイクロバス）1台当たり10万円

車両区分

- 大型車：車両の長さが9 m 以上、又は旅客席数約 50 名以上のバス
- 中型車：車両の長さが7 m～9 m 又は旅客席数 30～40 名程度のバス
- 小型車：車両の長さが7 m 未満かつ旅客席数約 29 名以下のバス
- マイクロバス：乗客席数 15～20 名程度のバス

(支援金の交付申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする者は、次に定めるとおり、貸切バス事業者運行緊急支援金交付申請書（様式第1）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

支援金の名称	提出すべき申請書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	部数	提出期限
半田市貸切バス事業者運行緊急支援金	半田市貸切バス事業者運行緊急支援金交付申請書	別記様式第1	1	ア 履歴事項全部証明書（法人）又は住民票及び前年度の確定申告書の写し（個人） イ 支援金対象車両の車検証又は運輸支局で許可を受けている車両の台数が確認できる書類の写し ウ 支援金申請台数内訳書 エ 事業用自動車の休車リストの写し（該当する車両がある場合のみ） オ 納税証明書 カ 平成30年度及び令和2年度の売上額が確認できる書類（財務諸表等の写し） キ その他、市長が必要と認める書類	各1	令和4年1月28日

(支援金の交付決定)

第6条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、支援金の交付を決定するとともに、支援金交付決定通知書（様式第2）によりその旨を支援事業者に通知するものとする。この場合において、支援金交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付することができる。

(支援金の請求及び交付)

第7条 前条の交付決定通知を受けた支援事業者は、支援金交付請求書（様式第3）を速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに支援金を交付するものとする。

（支援金の取消し及び返還）

第8条 市長は、支援金の交付決定を受けた事業者が、この要綱又は支援金の交付決定に付した条件に違反したときは、支援金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した支援金の全部若しくは一部を返還させることができる。

（延滞金）

第9条 前条の規定により、支援金の返還を求められた事業者が、これを納期日までに納付しなかったときは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第19条第2項の規定に準じて算出した延滞金を納付しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、遅延利息の全部又は一部を免除することができる。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年12月20日から施行し、当該年度の支援金に限り適用する。

半 田 市 長 殿

所在地
団体名
代表者氏名

半田市貸切バス事業者運行緊急支援金交付申請書

令和3年度半田市貸切バス事業者運行緊急支援金交付要綱に基づき、下記のとおり支援金を交付されるよう申請します。

記

1. 支援金交付申請額 金 円

添付書類

- (1) 【法人の場合】履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本。原本）
【個人の場合】住民票（原本）及び前年度の確定申告書（写し）
- (2) 支援金対象車両の車検証又は運輸支局で許可を受けている車両の台数が確認できる書類の写し
- (3) 支援金申請台数内訳書
- (4) 事業用自動車の休車リストの写し（該当する車両がある場合のみ）
- (5) 納税証明書（半田市の市税に未納がないことの証明書）
- (6) 平成30年度及び令和2年度の売上額が確認できる書類（財務諸表等の写し）
- (7) その他市長が必要と認める書類

様式第2（第6条関係）

年 月 日

様

半田市長

印

半田市貸切バス事業者運行緊急支援金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました半田市貸切バス事業者運行緊急支援金については、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

1. 支援金交付決定額 金 円

2. 交付の条件

半 田 市 長 殿

所在地
団体名
代表者氏名

半田市貸切バス事業者運行緊急支援金交付請求書

年 月 日付けで交付決定がありました半田市貸切バス事業者運行緊急支援金について、
下記のとおり請求します。

記

1. 支援金交付請求額 金 円

2. 振込み口座

金融機関名	銀行 信用金庫・組合 農 協 店
口座番号	
口座種別	普通・当座
(フリガナ)	
口座名義人	